

# 1 印紙税

日常なにげなく作成している文書の中に税金が課税されるものがあります。不動産を売買する時に作成される売買契約書、金融機関から借入れをおこすときに作成する金銭消費貸借契約書などです。この税金が印紙税で、作成した文書に収入印紙を貼ることにより納付します。

\*\*\*\*\*

## 印紙税の納税義務者

課税の対象になる文書を作成した者は、その文書に収入印紙を貼ることにより印紙税を納付します。なお、一つの課税文書を二人以上の者が共同して作成した場合は、連帯して、作成した文書に対して納税義務を負います。

\*\*\*\*\*

## 印紙を貼らなかつたり、多く貼りすぎた場合

### (1) 印紙を貼らなかつた場合

印紙税を納めなければならない文書に印紙を貼らずに印紙税を納付しなかった場合には、本来納付すべき印紙税額とその2倍に相当する額との合計額（結果的に本来の印紙税額の3倍）に相当する税金（過怠税）が徴収されます。ただし、納税義務者が納付していないことに気がつき自主的に申し出たような場合には、その過怠税は、納付しなかった印紙税額とその10%に相当する金額との合計額（結果的に本来の印紙税額の1.1倍）に軽減されます。

### (2) 印紙を消さなかつた場合

貼りつけた印紙を印鑑等で消すこと（消印）を忘れてはなりません。これをしなかった場合には、消されていない印紙の額面金額に相当する額が過怠税の金額とされます。

### (3) 印紙税を多く払いすぎた場合

1万円の印紙でよかつたのに間違えて2万円の印紙を貼って消印をしてしまったなど、印紙税を多く納めすぎた場合には、納めすぎた税額の還付を受けることができます。その印紙を貼り間違えた文書を提示して納税地の税務署で申請をすれば、納めすぎた分が戻ってきます。



不動産売買契約書・建設工事の請負に関する契約書・金銭消費貸借契約書にかかる印紙税

金銭消費貸借契約書に記載された契約金額		契約金額		平9.4.1～平26.3.31 (※)	平26.4.1～平32.3.31 (※)
		不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書		
1万円未満	非課税	1万円未満		非課税	非課税
1万円以上 10万円以下	200円	1万円以上 10万円以下	1万円以上 100万円以下	200円	200円
10万円超 50万円以下	400円	10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円
50万円超 100万円以下	1,000円	50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	500円
100万円超 500万円以下	2,000円	100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	1,000円
500万円超 1,000万円以下	1万円	500万円超	1,000万円以下	1万円	5,000円
1,000万円超 5,000万円以下	2万円	1,000万円超	5,000万円以下	1万5,000円	1万円
5,000万円超 1億円以下	6万円	5,000万円超	1億円以下	4万5,000円	3万円
1億円超 5億円以下	10万円	1億円超	5億円以下	8万円	6万円
5億円超 10億円以下	20万円	5億円超	10億円以下	18万円	16万円
10億円超 50億円以下	40万円	10億円超	50億円以下	36万円	32万円
50億円超	60万円	50億円超		54万円	48万円
契約金額の記載のないもの	200円	契約金額の記載のないもの		200円	200円

(注) 不動産売買契約書で上記期間 (※) 以外の期間については、金銭消費貸借契約書と同じ金額。



次に掲げる文書については非課税となっています。

委任状、建物賃貸借契約書、駐車場使用契約書、質権設定契約書、抵当権設定契約書、使用貸借契約書



Q

不動産売買契約書・金銭消費貸借契約書をコピーした場合にも印紙税はかかりますか。

A

かかりません。ただし、コピーに両当事者が署名・捺印した場合には、印紙を貼らなければなりません。また、正本と割印の方法で、正本の内容と同一である旨を証明するものも、課税文書となります。

Q

土地・建物売買契約書に記載された契約金額に消費税・地方消費税（以下、消費税等）が含まれている場合には、印紙税は消費税等込みの契約金額に見合った印紙税額になるのでしょうか。

A

土地・建物売買契約書で消費税等の額が明記されており消費税等の額を区分することが可能であれば、消費税等抜きの契約金額を記載された契約金額として判定した印紙税額として差し支えありません（土地に消費税等はかかりません）。